

大阪市東淀川区役所会議室目的外使用許可申請書

令和 年 月 日

大阪市長 様

この申請書の裏面の誓約事項及び使用に当たっての注意事項に同意の上、使用を申請します。

使用日	令和 年 月 日 ()		
使用時間	午前 時 分 ~	午後 時 分	
住所又は事務所所在地			
(フリガナ) 商号又は名称			
(フリガナ) 氏名又は代表者氏名			
(フリガナ) 申請者氏名			
連絡先電話番号 <small>(使用許可の審査結果の通知に使用します。)</small>	() -		
使用場所	<input type="checkbox"/> 304会議室 <input type="checkbox"/> 401会議室	使用予定人員	人
使用目的 <small>(概要が説明できるパンフレット等があればあわせて提出して下さい。)</small>	会議等名称		
	内容		
減免申請	有 ・ 無		

【担当】

東淀川区役所地域課 (地域) 1階 06-4809-9734

○誓約事項

- ・「行政財産の目的外使用許可にかかる審査基準等について」の内容を確認しており、使用を許可しない相手方の基準に該当する者ではありません。
- ・大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、行政財産の使用から、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を使用許可から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、行政財産の使用に際して、暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

○使用に当たっての注意事項

- ・「大阪市東淀川区役所会議室の目的外使用許可に関する要綱」を遵守して下さい。
- ・静穏を害する行為、公序良俗に反する行為、来庁者の迷惑になる行為、区の業務の支障となる行為はしないで下さい。
- ・必要な備品等の配置などの準備や、使用後の原状復旧は、使用者自身で行って下さい。
- ・使用後は清掃のうえ、ごみは必ずお持ち帰り下さい。
- ・喫煙、食事、飲酒、火気の使用はできません。
- ・建物や備品等を損傷したときは、実費にて弁償していただきます。
- ・使用されない机や備品等がありましても、室外に出さないで下さい。
- ・キャンセルは、使用日の1週間以上前の平日午前9時から午後5時30分までに担当までご連絡下さい。
- ・公用又は公共用のために必要とする場合は、使用許可を取り消す場合があります。
- ・会議室の鍵を開閉しますので、使用者は使用前に担当までお越し下さい。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同様以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者